

## 平塚市移動支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、障害者の移動を支援するための事業（以下「移動支援事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び法の関係法令の例による。

### (実施主体)

第3条 移動支援事業の実施主体は、平塚市とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

### (運営主体の指定)

第4条 移動支援事業の運営主体は、法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定障害者福祉サービス事業者の指定を受けた事業者であって、適切な事業実施が可能である者として、あらかじめ市長が指定した者（以下「運営主体」という。）とする。

2 移動支援事業を運営しようとする者は、平塚市移動支援事業者登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請者の実施能力を審査して平塚市移動支援事業者登録書（第2号様式）により運営主体の指定を行うものとする。

4 運営主体は、所在地等の変更又は事業の廃止若しくは休止をしようとするときは、あらかじめ、平塚市移動支援事業変更（廃止・休止）等届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

5 移動支援事業における運営主体の指定の有効期間は、法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定期間と同様とする。

### (利用の対象者)

第5条 移動支援事業の利用の対象者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、18歳未満の者については、外出時に保護者が付き添えない場合に限るものとする。

(1) 全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める肢体不自由1級に該当する障害児（者）であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害児（者））

(2) 知的障害児（者）

(3) 精神障害者児（者）

(4) 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条で主務大臣が定める疾病に該当する障害児（者））

(5) 市長が特に移動困難と認める障害者

### (便宜の内容)

第6条 移動支援事業の算定時間の対象となる外出の内容は、別表1第1項①②のとおりとする。

2 移動支援事業の利用の内容には、別表1第2項に定める付随した行為も含まれるものとする。

### (利用の手続き)

第7条 第5条に掲げる者で移動支援事業を利用しようとする者は、平塚市地域生活支援事業支給申請書（平塚市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第29号、以下「細則」という。）第2条における第1号様式を準用）を市長に提出するものとする。また、市長は、同条第4号に掲げる対象者に医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等、対象疾病を確認できる書類を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、地域生活支援事業決定通知書（第4号様式）を交付するものとする。この場合において、支給することを決定したときは、地域生活支援事業受給者証（第5号様式）を併せて交付するものとする。
- 3 第2項の規定による決定（以下「支給決定」という）を受けた者を、支給決定障害者等という。
- 4 支給決定障害者等が、支給決定内容の変更を行うときは、第1項から第2項までと同様の手続きを経ることとする。
- 5 第1項に規定する申請は、本人の同意があれば運営主体を経由して申請を受理することができる。  
（決定の有効期間）

第8条 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から起算して、1月から1年までの間で市長が決定する。

（支給決定基準）

第9条 支給決定の支給量の決定基準は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項の基準を超えて決定することができる。  
（費用の支弁）

第10条 市長は、支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）が、支給決定の有効期間内において、運営主体から移動の支援（以下「移動支援サービス」という。）を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該指定事業者を支払うべき移動支援サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用について助成するものとする。

- 2 移動支援サービスを受けようとする支給決定障害者等は、利用する都度、運営主体に障害福祉サービス受給者証を提示して移動支援サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 移動支援サービスに要した費用の支給基準額は、別表3に規定する移動支援事業の算定時間の対象となる時間の合計により区分した単位数に10円を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）とする。
- 4 移動支援サービスに要した費用の助成額は、支給基準額の百分の九十に相当する額（以下「助成基準額」という。）とする。
- 5 支給決定障害者等が同一の月に受けた支給基準額から、当該同一の月における助成基準額を控除して得た額（以下「本人負担額」という。）が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条で定める額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における移動支援サービスに要した費用の助成額は、支給基準額の百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範囲内において市長が定める額とする。
- 6 支給決定障害者等が移動支援サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が運営主体に支払うべき移動支援サービスに要した費用について、当該移動支援サービスに要した費用として当該支給決定障害者等に助成すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該運営主体に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し移動支援サービスに要した費用の助成があったものとみなす。
- 8 市長は、運営主体から移動支援サービスに要した費用の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。
- 9 支給決定障害者等は、移動支援サービスに要する交通費、入場料、参加費等の費用を負担するもの

とする。

(他の制度との調整)

第11条 法に基づく個別給付で提供される重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は、移動支援事業の対象外とする。

2 通院介助、通院等乗降介助及び行動援護の算定時間は、当該通院介助等に係る時間を優先して利用を行い、別表3に規定する移動支援事業の算定時間の対象としない。

(他の制度との合算)

第12条 本人負担額は、法第29条第4項に規定する額(以下「法負担額」という。)と合算し管理を行い、合算額の上限は負担上限月額とする。

2 合算額が負担上限月額を超えるときは、法負担額を優先して算定を行うものとする。

(支払の委任)

第13条 市長は、第10条の規定による移動支援サービスに要した費用の支払に関する事務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(運営主体に係る情報の提供)

第14条 市長は、運営主体に係る情報のうち、次に掲げるものを神奈川県に提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 事業者番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

(不当利得の徴収)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により移動支援サービスに要した費用の助成を受けた利用者又は運営主体があるときは、その者から、助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告)

第16条 運営主体は、移動支援サービスを行うごとに平塚市移動支援事業サービス提供報告書(第6号様式)に記入を行い利用者の確認を受けるものとする。

2 サービス提供実績記録は、提供を行った翌月の10日までに事業所ごとに取りまとめた上、市長に提出するものとする。

(従事者の要件)

第17条 移動支援事業に従事できる者(以下「従事者」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修を修了した者
- (3) 居宅介護職員初任者研修又は障害者居宅介護従事者基礎研修
- (4) 法において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者
- (5) 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者
- (6) 前号に掲げる研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者
- (7) 重度訪問介護従事者養成研修又は行動援護従事者養成研修を修了した者

(運営主体の責務)

第18条 移動支援事業の履行に際して事故が生じた場合は、運営主体がその責任を負うものとする。  
ただし、市の責任で事故が生じた場合は、この限りではない。

(従事者の研修)

第19条 運営主体は、従事者の採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

2 運営主体は、従事者に対して、年に1回以上の研修を実施するものとする。

(書類の整理)

第20条 運営主体は、請求書類その他資料を5年間保管するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 運営主体は、「個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨にのっとり必要な措置を講じなければならない。

2 運営主体の従事者は、職務上知り得た支給決定障害者等の個人情報はこれを漏らしてはならない。  
その職を退いた後も、また、同様とする。

(指導及び監督)

第22条 市長は、必要に応じて運営主体の事業内容を調査し、適切な指導、監督を行うものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定にかかわらず、平成18年10月1日から移動支援事業の支給を行う者の支給決定の有効期間は、1月から1年6月までの間とすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から効力を有する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の

間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表1 (第6条関係)

項目	内 容	
1 移動の種類	① 社会生活上 必要不可欠な 移動	ア 権利・義務に関する相談・手続き イ 病院への通院、入退院の手続き・相談など ウ 学校行事への参加、PTA活動など エ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど オ 日常生活上必要な買い物など カ 理容、美容、着付けなど キ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など ク その他前各号に準ずる移動支援
	② 社会参加の ための移動	ア 各種行事・研修会 イ 就職・修学のための活動 ウ 冠婚葬祭 エ 余暇・スポーツ・文化活動への参加 オ 初詣・墓参りなど社会的習慣 カ ボランティア活動など キ 通学のための一時的な利用 ク 通所のための一時的な利用 ケ その他前各号に準ずる移動支援
	対象としない移 動支援	ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動支援 イ ギャンブル・飲酒を伴う移動支援 ウ 宗教・政治的活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援 エ 経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用することが適当でないと認められる移動支援 オ その他前各号に準ずる移動支援
2 付随した行為	① 情報の伝達	ア 視覚障害児・者に対しては、墨字の読み取り・代筆などを行う。 イ 全身性障害児・者に対しては、メモ・聞き取り・伝言などを行う。 ウ 知的障害児・者には、行き先の指示・案内などを行う。
	② 代行行為	ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為を本人の指示どおり代行するが、その際は、第三者のいるところで本人の確認を受けることとする。 イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。
	③ 身体介助	ア 食事・着脱衣・排泄などの身体介護を必要な場合に行う。
	④ 利用者が行 う活動への支 援	スポーツ観戦や映画鑑賞など移動先で利用者が行う活動に対する介助を含めた支援を行う。ただし、資格・習熟・準備を要する活動、危険を伴う活動などを除くこととする。

別表2（第9条関係）支給量の決定基準

対象者	基本時間	加算時間
対象者のうち18歳以上の者 ただし、在学中の者を除く	10時間	35時間
上記以外の者	10時間	

別表3（第10条、第11条関係）

基本 <u>(二人介護含む)</u> <u>(1:1)</u>	30分まで	200単位
	30分を超えて1時間まで	340単位
	1時間を越えて1時間30分まで	480単位
	1時間30分を超えて2時間まで	620単位
	以後30分ごと加算額	70単位
グループ支援※ <u>(1:2)</u>	30分まで	160単位
	30分を超えて1時間まで	270単位
	1時間を越えて1時間30分まで	380単位
	1時間30分を超えて2時間まで	490単位
	以後30分ごと加算額	50単位
通学訓練を支援する場合	30分まで	300単位
	1時間まで	510単位
	1時間30分まで	720単位

※グループ支援とは、ヘルパー1人に対し利用者2人を支援することをいう。

受付番号

平塚市(移動支援・日中一時支援)事業者登録申請書

(宛先)  
平塚市長

(申請者)  
所在地

.....  
.....  
名 称  
.....  
代表者職氏名  
.....

下記のとおり、(移動支援・日中一時支援)事業者として関係書類を添えて登録の申請をします。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地		〒			
	連絡先		電話番号		FAX番号	
	法人の種類				法人所轄庁	
	代表者	役 職				
氏 名						
住 所		〒				
登録事業所の種類	フリガナ					
	名 称					
	事業所(施設)の所在地		〒			
	事業の種類		<input type="checkbox"/> 外出支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援			
登録申請をする事業等の事業開始予定年月日				付表	備考	
平塚市以外のサービスの登録を受けている場合	サービスの種類			事業者番号		
	事業所名称			登録地		

- 1 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「登録事業所の種類」欄には、今回申請をするものについて必要事項を記載してください。
- 4 「平塚市以外のサービスの登録を受けている場合」欄には、平塚市外において既に事業所としての指定を受け、事業者番号が付番されている場合に、その事業所に関する事項を記載してください。複数の番号を有する場合には、そのうちの一つのみを記載し、他のものは「別紙」に記載してください。
- 5 「別紙」には、上記のほか、他の法律又は市町村において既に指定を受けている内容を記載してください。



様

平塚市長 氏 名

## 平塚市移動支援事業登録書

先に提出されました申請書を審査した結果、次のとおり平塚市移動支援事業の事業者として登録しましたので、通知します。

### 記

1 事業者の名称

2 事業者の所在地

3 事業開始予定年月日 年 月 日

4 指定の有効期間 年 月 日

5 事業所番号

以上

第3号様式（第4条関係）

平塚市移動支援事業変更（廃止・休止）等届出書

（宛先）

平塚市長

（申請者）所在地

代表者氏名

次のとおり登録した事項を変更（廃止・休止）しましたので届け出ます。

		事業者番号
登録事項を変更した事業所		名称
		所在地
変更があった事項		変更の内容
1	事業者の名称	（変更前）
2	主たる事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定事業に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所の平面図及び設備の概要	（変更後）
8	事業所の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	
11	移動支援事業の請求に関する事項	
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
13	その他	
変更年月日		年 月 日
（廃止・休止）年月日		年 月 日

備考

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

平塚市長 氏 名

### 地域生活支援事業決定通知書

先に申請のありました地域生活支援事業に実施について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定日		支給決定に係る 児童氏名	
障害程度区分			
利用者負担上限月額		左の上限月額の 適用期間	

支 給 決 定 内 容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間

(教示)

問い合わせ先  
平塚市 担当課  
住所  
電話番号

第5号様式（第7条関係）

地域生活支援事業受給者証

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る児童氏名	
障害程度区分			
利用者負担上限月額		左の上限月額の適用期間	
支給決定内容	サービスの種類	支給の内容及び支給量	有効期間
障害種別			
交付年月日			
支給市町村名及び印		市町村番号	142034
		平塚市 平塚市浅間町9-1 0463-21-8774 <span style="float: right;">印</span>	

### 平塚市移動支援事業 サービス提供報告書

サービス提供年月	年	月	受給者証番号	
事業所番号			受給者氏名	
事業者及びその事業所の名称				
サービス内容及び契約支給量	介護あり ・ 介護なし		利用者氏名	
		時間	負担上限月額	

日	曜日	サービス提供時間		算定時間	確認欄		利用目的 (行き先及び待ち時間減算等あれば具体的に)
		開始時間	終了時間		提供者名	利用者確認	

## 代理受領に関する委任状

(宛先)  
平塚市長

年 月 日

委任者（サービス利用対象者）

受給者番号

居住地

氏 名

(サービス利用対象者が18歳未満の場合は、保護者となります。)

私は、平塚市地域生活支援事業にかかる助成金の受領について、次の者を代理人として定め、助成金の受領の権限を委任します。  
なお、期間は代理人との契約期間とします。

受任者（事業者）

所在地

名 称

代表者職氏名

この委任状を使用するをする事業にチェックを入れてください。

- 平塚市移動支援事業
- 平塚市日中一時支援事業
- 平塚市訪問入浴事業
- 平塚市障がい児タイムケア事業
- 平塚市地域活動支援センター